

和東町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 京都府 和東町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年10月1日 (20年4ヶ月経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法 非適用
処理区域内人口密度 ($\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{処理区域面積}}$)	27.9人/ha ※令和1年度決算統計より	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区 (和東中央処理区)		
処 理 場 数	1施設 (和東中央浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化については、京都府主導において策定中。(主に共同化) 最適化については、平成18年度に下水道計画区域内の未整備地区において、地理的条件などにより最適な処理方式を見直すため、公共下水道と浄化槽の費用対効果を再度実施し、当初124haの下水道計画区域を99haに変更した。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>1. 使用料算定の基礎となる1月あたりの汚水量については次の①～④により決定する。</p> <p>①水道水のみを使用した場合は、水道使用水量 ②水道水以外の水のみを使用した場合は、4㎡に世帯人数を乗じ、10㎡を加算して得た量とする。但し、1人世帯の場合は10㎡とする。なお、これを「認定汚水量」という。 ③水道水及び水道水以外の水を併用して使用した場合は、水道使用水量に認定汚水量の2分の1の量を加算して得た量とする。 ④水道水以外の水の使用において、その水量を計測するための計測装置が設置されている場合は、当該計測装置により計量された使用水量を汚水量とする。</p> <p>2. 使用料については、基本料金と単一従量料金を組み合わせた二部料金制を採用している。 1月あたりの使用水量(汚水量)が10㎡までは基本料金、11㎡以上は超過料金として加算し、次の各単価により算出した合計額に消費税等相当額を乗じて1ヶ月あたりの使用料を決定する。 ◇基本料金:10㎡まで 1,200円 超過料金:1㎡につき 130円</p>				
業務用使用料体系の 概要・考え方	上記の一般家庭用使用料体系によるものとする。 但し、営業に使用する水量が汚水量と著しく異なる製氷業、飲料水製造業等を営む使用者が、汚水量及びその算出根拠を記載した申告書を提出した場合は、その申告書の内容を審査して汚水量を認定することができる。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	工事その他の理由により公共下水道を一時使用する場合は、次の各単価により算出した合計額に消費税等相当額を乗じて1ヶ月あたりの使用料を決定する。 ◇基本料金:50㎡まで 12,800円 超過料金:1㎡につき 260円				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,750 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,820 円
	平成30年度	2,750 円		平成30年度	2,900 円
	令和元年度	2,750 円		令和元年度	2,957 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業特別会計上の職員数：令和2年4月1日現在 2名(正規職員)
事業運営組織	現在:建設事業課上下水道係 平成13年度に建設課と上下水道課が統合して建設事業課となり、建設事業課の中に水道係と下水道係が設置された。その後、平成19年度に両係が統合され上下水道係となり現在に至る。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	終末処理場の運転管理業務及び町内各マンホールポンプの点検業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

■企業債残高対事業規模比較について
令和元年度実績は、5771.27%で、全国平均値1218.7%及び類似団体平均値1206.79%と比較すると著しく高い状況となっており、事業規模に対する起債の借入れ状況は相対的に適正でないといえる。ゆえに、今後の施設の改築更新時期を熟慮し策定した全体版のストックマネジメント計画に基づき事業を実施することで、新規起債の借入額を抑制、平準化することを第一の課題とする。

2. 経営の基本方針

和東町総合計画(現在、第5次総合計画を策定中。)に基づき、公共水域の保全と快適な生活環境を図るため、「下水道整備の推進」、「下水道本管への速やかな接続の促進」、「施設・設備の適正管理と計画的更新」、「経営の健全化」を基本方針として定める。

■水洗化率の向上へ

本町の水洗化率は、面整備が完了しているにもかかわらず、全国平均値84.20%および、類似団体平均値83.75%を大きく下回る74.43%である。これについての主な原因は継続的な人口の減少であるといえる。また、高齢化が進み、接続、改良に係る費用を捻出することが困難であると推される。

少なくとも、これからの人口の劇的な回復は見込めないため、未接続家庭等への補助等、何らかの援助を行い、接続率を向上させることで増収を図る。

■費用対効果の適正化を踏まえた改築・更新事業の低コスト化

今後生じる下水道各施設の改築・更新事業については、策定した全体版ストックマネジメント計画により効率的、効果的な実施を行うことで低コスト化を実現する。事業をできる限り標準化し、新規起債の借入れ額の圧縮等、業務の適正化を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

(1) 投資に関する事項

施設並びに、面整備の建設改良工事は、補助事業により概ね完了している。(一部の民有地道路部分は未整備。)

今後は、下水道施設の改築・更新が主業務となります。管路においては、今後10年以内に標準耐用年数を越える箇所がない。しかしながら、マンホールポンプや処理場の水処理設備、電気設備においては、策定した全体版ストックマネジメント計画に基づき、毎年一律45,000千円程度の改築更新を実施する。管路においても、更新時期等をストックマネジメント計画に基づき実施していく。

(2) 投資の標準化に関する事項

ストックマネジメント計画により、改築更新事業を実施することで、コスト・健全度が確認できることから必要に応じ実施していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

(1) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料の実績は、直近2カ年で前年度比1%減である。本町の人口は、年約100人ペースで減少を続けていることから、使用料収入においても減少を続けると見込まれることから向こう10年間は前年予想額の99.7%と見込み試算した。

(2) 起債に関する事項

起債については、ストックマネジメント計画に基づく施設更新を標準化し、修繕の計画額45,000千円の50%とした。また、資本費標準化債を積極的に発行し、財源を補填するものとする。

(3) 繰入金について

使用料収入、国の補助事業活用、交付税措置等の有利な財源を可能な限り確保しながらも、収支不足分については今後も基準外繰入金にて補填する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 職員給与費について

直近給与費を令和11年度まで継続する計画で算定した。

(2) その他費用について

光熱水費、修繕費、委託費等の各費用については、適切な維持管理を行い、費用の適正化を図ることとし、総費用は令和11年度まで55,000千円と算定した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	京都府が主体となり、調整しているが現在のところ詳細な予定はない。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画により施設の適切な維持管理を行い、長寿命化を促進し、改築更新についてその投資の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在予定なし。
その他の取組	現在予定なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の収支や人口推移状況を鑑みながら、必要に応じて見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	接続率向上のための広報活動を継続的に実施する。補助等も考慮する。改築更新は国の交付金を積極的に活用し、一般会計繰出しによる財源確保に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も委託内容の改善を図りながら民間委託を継続する。
職員給与費に関する事項	適切な人員配置に努める。
その他の取組	ストックマネジメント計画に基づく改築更新、修繕また、委託についても費用対効果等を重視し、適切な見直しを行う。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>■経営戦略の事後検証</p> <p>経営戦略の事後検証では、PDCAサイクルを働かせ、投資・財政計画と実績及び将来予測(改築更新事業、人口減等)について計画的に検証し、必要な見直しを行います。見直しの際、新たな取組等が具体化した時はその内容を経営戦略に追加する。見直しは、おおむね3～5年後であるが、令和6年度に公営企業会計移行のため前年度までに見直しを検討する。</p>
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	149,824	153,782	146,077	152,974	155,071	156,176	155,446	155,459	152,576	153,349	151,525	149,248	
	(1) 営 業 収 益 (B)	30,725	30,437	30,077	29,974	29,900	29,811	29,721	29,632	29,543	29,455	29,367	29,279	
	ア 料 金 収 入	30,672	30,422	30,036	29,950	29,860	29,771	29,681	29,592	29,503	29,415	29,327	29,239	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	53	15	41	24	40	40	40	40	40	40	40	40	
	(2) 営 業 外 収 益	119,099	123,345	116,000	123,000	125,171	126,365	125,725	125,827	123,033	123,894	122,158	119,969	
	ア 他 会 計 繰 入 金	119,099	123,345	116,000	123,000	125,171	126,365	125,725	125,827	123,033	123,894	122,158	119,969	
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	87,687	85,178	110,310	93,639	88,454	86,272	84,089	81,918	79,783	77,676	75,734	73,993	
	(1) 営 業 費 用	56,153	55,831	83,332	68,859	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	
ア 職 員 給 与 費	9,978	12,601	13,332	11,009	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000		
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	46,175	43,230	70,000	57,850	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000		
(2) 営 業 外 費 用	31,534	29,347	26,978	24,780	22,454	20,272	18,089	15,918	13,783	11,676	9,734	7,993		
ア 支 払 利 息	31,298	28,997	26,677	24,481	22,154	19,972	17,789	15,618	13,483	11,376	9,434	7,693		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	236	350	301	299	300	300	300	300	300	300	300	300		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	62,137	68,604	35,767	59,335	66,617	69,904	71,357	73,541	72,793	75,673	75,791	75,255		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	71,461	96,280	120,519	122,529	109,308	110,000	106,000	103,000	103,000	95,000	83,000	77,000	
	(1) 地 方 債	40,000	58,400	55,700	51,500	57,500	57,500	54,500	52,500	52,500	47,500	45,500	42,500	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	40,000	58,400	55,700	48,300	35,000	35,000	32,000	30,000	30,000	25,000	23,000	20,000	
	(2) 他 会 計 補 助 金	31,461	24,530	49,719	30,479	29,308	30,000	29,000	28,000	28,000	25,000	15,000	12,000	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		13,350	15,000	5,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	
	(6) 工 事 負 担 金			100	35,050									
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	130,183	168,621	156,052	182,089	176,487	178,772	178,159	176,191	176,591	170,977	156,949	153,816	
(1) 建 設 改 良 費		28,347	11,189	37,200	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000		
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	130,183	140,274	144,863	144,889	131,487	133,772	133,159	131,191	131,591	125,977	111,949	108,816		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 58,722	△ 72,341	△ 35,533	△ 59,560	△ 67,179	△ 68,772	△ 72,159	△ 73,191	△ 73,591	△ 75,977	△ 73,949	△ 76,816		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,415	△ 3,737	234	△ 225	△ 562	1,132	△ 802	350	△ 798	△ 304	1,842	△ 1,561		
積 立 金 (K)														
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	2,393	5,808	2,071	2,305	2,080	1,518	2,650	1,848	2,198	1,401	1,097	2,938		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (N)	5,808	2,071	2,305	2,080	1,518	2,650	1,848	2,198	1,401	1,097	2,938	1,377		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 (P)	5,808	2,071	2,305	2,080	1,518	2,650	1,848	2,198	1,401	1,097	2,938	1,377		
(N)-(O) 黒 字 (Q)														
赤 字 比 率 ((Q)/(B)-(C) × 100)														
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(D)+(H) × 100)	69	68	57	64	71	71	72	73	72	75	81	82		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	30,725	30,437	30,077	29,974	29,900	29,811	29,721	29,632	29,543	29,455	29,367	29,279		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	1,838,475	1,756,601	1,611,738	1,466,849	1,335,362	1,201,590	1,068,431	937,240	805,649	679,672	567,723	458,907		

(単位:千円)

年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的 収支分	119,099	123,345	116,000	123,000	125,171	126,365	125,725	125,827	123,033	123,894	122,158	119,969	
	うち 基準内繰入金	118,567	123,345	116,000	123,000	125,171	126,365	125,725	125,827	123,033	123,894	122,158	119,969
	うち 基準外繰入金	532											
資本的 収支分	31,407	46,634	49,719	30,479	29,308	30,000	29,000	28,000	28,000	25,000	15,000	12,000	
	うち 基準内繰入金	2,328	24,530	2,426	2,426	2,562	2,609	2,657	2,705	2,755	2,274	1,797	1,829
	うち 基準外繰入金	29,079	22,104	47,293	28,053	26,746	27,391	26,343	25,295	25,245	22,726	13,203	10,171
合 計	150,506	169,979	165,719	153,479	154,479	156,365	154,725	153,827	151,033	148,894	137,158	131,969	